

第四次地域管理経営計画書

(雄物川森林計画区)

計画期間

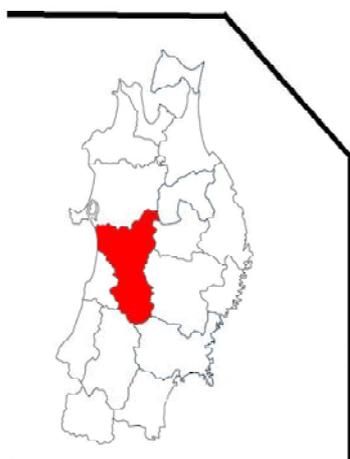
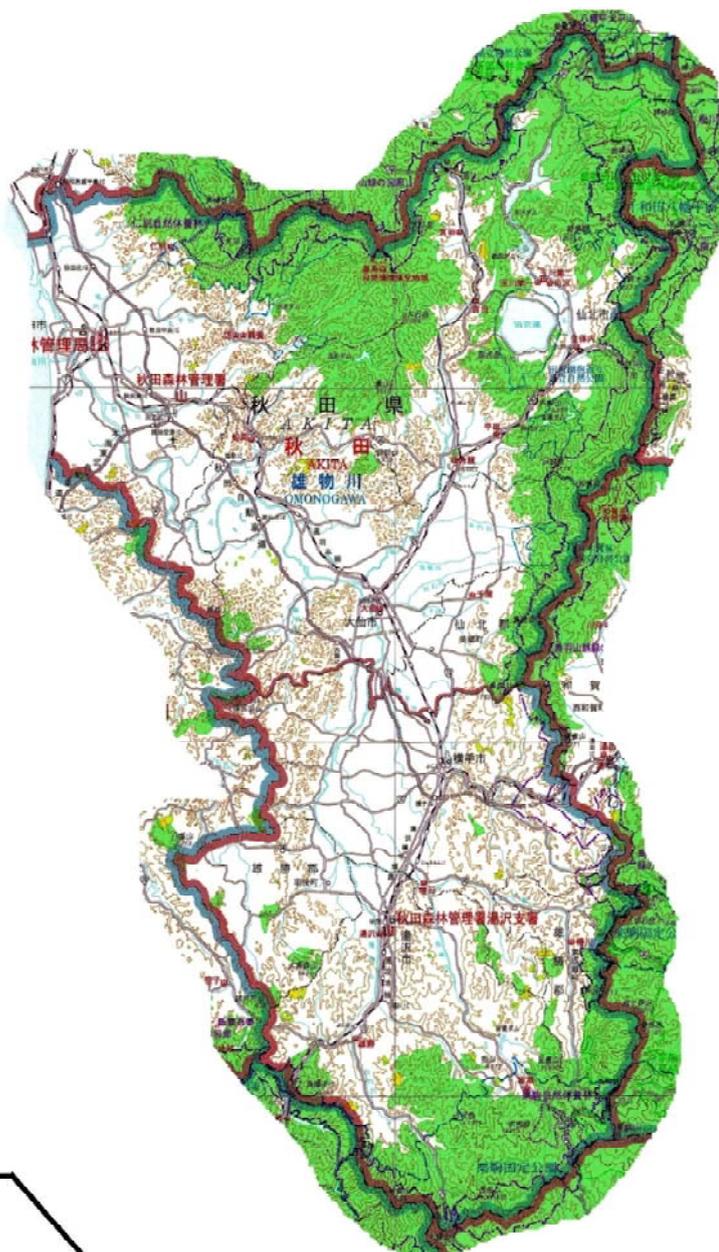
自	平成22年4月	1日
至	平成27年3月	31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が策定した雄物川森林計画区についての第四次計画である。

この計画の計画期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間である。

雄物川森林計画区の位置図



	国有林
	官行造林

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 計画区の現況	2
② 計画区内の国有林野の現況	2
③ 持続可能な森林経営の実施方向	4
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
① 機能類型ごとの管理経営の方向	5
② 地域ごとの機能類型の方向	7
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	9
(4) 主要事業の実施に関する事項	10
① 伐採総量	10
② 更新総量	10
③ 保育総量	10
④ 林道の開設及び改良総量	11
(5) その他必要な事項	11
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1) 巡視に関する事項	11
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	12
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	12
(4) その他必要な事項	13
3 林産物の供給に関する事項	14
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	14
(2) その他必要な事項	14
4 国有林野の活用に関する事項	15
(1) 国有林野の活用の推進方針	15
(2) 国有林野の活用の具体的手法	15
(3) その他必要な事項	15
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	15
(1) 国民参加の森林に関する事項	15
(2) 分収林に関する事項	16
(3) その他必要な事項	16
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	17
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	17
(2) 地域の振興に関する事項	17
(3) その他必要な事項	18

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林の期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の雄物川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、雄物川森林計画区における国有林野の管理経営は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成22年4月1日を始期として策定した第四次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 計画区の現況

本計画の対象は、秋田県の南部に位置する雄物川森林計画区内の国有林野154,817haである。当計画区は、東は駒ヶ岳、栗駒山等から連なる1,000～1,600mの急峻な奥羽脊梁山脈により岩手県・宮城県に、南は神室山等の山岳により山形県と接している。

河川は、南北方向に雄物川が貫流しており、役内川、皆瀬川、玉川、岩見川等の支流を集めて日本海に注いでいる。

林況は、林地面積の約72%がブナ等の広葉樹を主体とする天然林であり、一部には天然秋田スギ等の針葉樹も分布している。人工林は約28%で、里山地域を中心にスギ人工林が造成されており、森林資源の充実も期待される地域である。

また、葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域、栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域をはじめとする豊かな自然環境が保全されている森林、十和田八幡平国立公園、栗駒国立公園等、優れた景観に恵まれ、森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

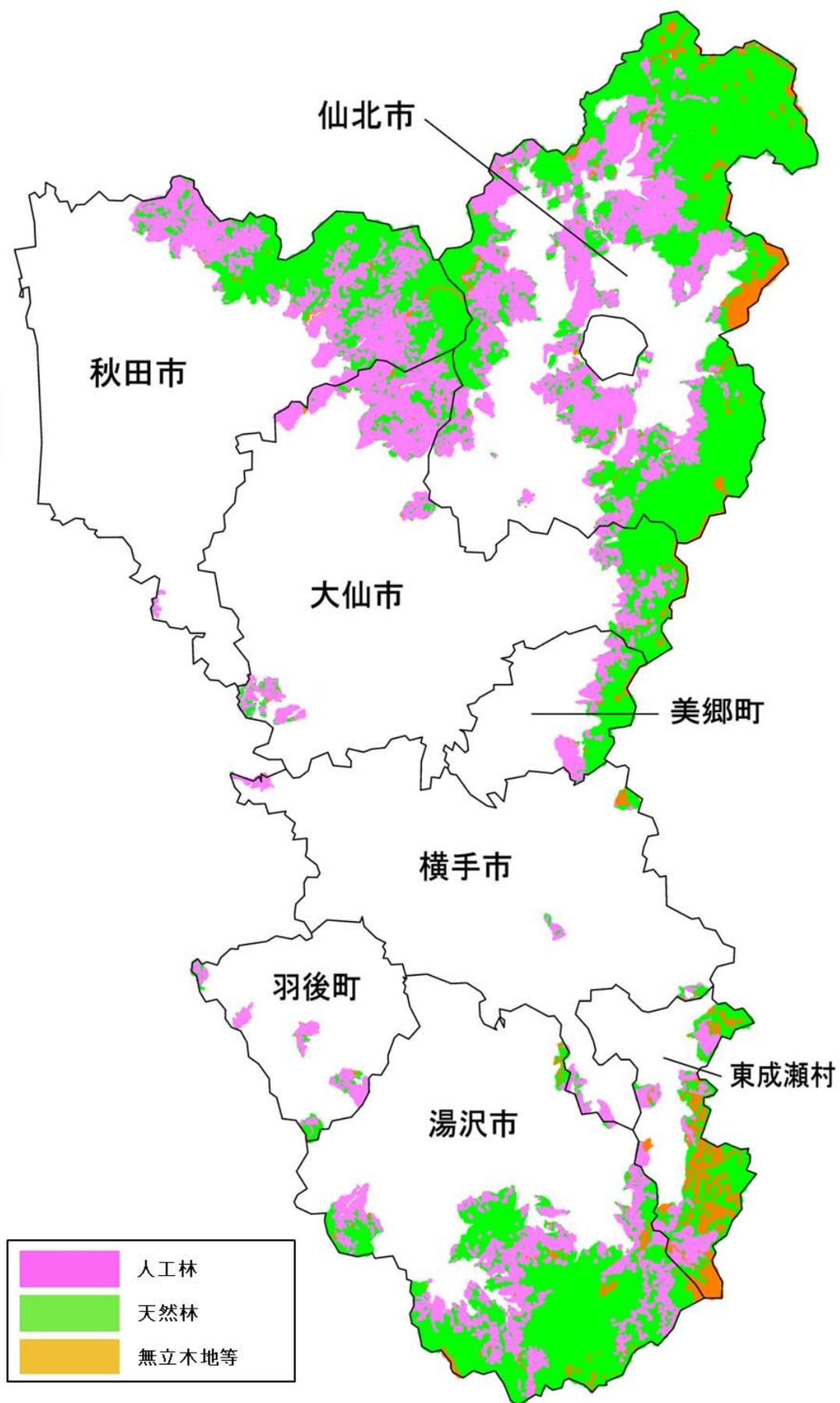
② 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成21年12月時点）としては、人工林を中心とする育成林が42,088ha（育成単層林39,825ha、育成複層林2,263ha）、天然生林が104,248haとなっており、主な樹種としては針葉樹では、スギ6,415千m³、カラマツ609千m³、広葉樹ではブナ6,278千m³、ナラ784千m³となっている。

また、林相別に見ると針葉樹林41千ha、針広混交林12千ha、広葉樹林95千haとなっている。

人工林についてみると、齢級構成では間伐対象齢級である4齢級から12齢級が約9割と大半を占める一方、13齢級以上の高齢級林分は1割弱となっている。

図一 1 人天別分布図



③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての生長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため、木材利用を推進する。

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行

うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を国土保全や水源のかん養を目的とする「水土保持林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」、及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、それぞれの目的に応じて次のような管理経営を行うこととする。

ア 水土保持林における管理経営の指針その他水土保持林に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、水土保持林100,647ha（国土保全タイプ27,886ha、水源かん養タイプ72,761ha）としていたが、今回の計画では、下表のとおりとしている。これは、前計画期間中に水源かん養保安林の指定を拡大したことに伴い、機能類型を資源の循環利用林から水土保持林に変更したことによる面積の増である。

タイプ別の面積の増減は、土砂流出防備機能を重視し水源かん養タイプから国土保全タイプへ見直ししたことによるものである。

(ア) 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹種で構成される森林等に誘導し

又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	28,774	72,545	101,319

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

イ 森林と人との共生林における管理経営の指針とその他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、森林と人との共生林51,899ha(自然維持タイプ37,640ha、森林空間利用タイプ14,259ha)としていたが、今回の計画では、下表のとおりとしている。

(ア) 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行うこととする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図ることとする。

(イ) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行うこととする。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にあるものや今後の維持管理等が見通し難しいものについては、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図ることとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		合 計
		うち、 保護林		うち、レクリエーションの森	
面 積	37,639	23,347	14,260	9,400	51,899

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

ウ 資源の循環利用林における管理経営の指針とその他資源の循環利用林に関する事項
資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行うものとする。

また、前計画では、資源の循環利用林2, 279haとしていたが、今回の計画では、下表のとおりとする。これは、前計画期間中に水源かん養保安林の指定を拡大したことに伴い、機能類型を資源の循環利用林から水土保持林に変更したことによる面積の減である。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他生産活動の対象	計
面 積	1,589	9	1,598

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 仁別、太平山地区（秋田署1～288林班）

当地区は、太平山を中心とした地域で、新城川、旭川、三内川、岩見川の上流域に位置し、ブナ等を主とする天然林が広がっている。中下流部の里山地帯では、スギを主とする人工林の造成が進み、生育の良いスギ人工林がみられる。

地区の大半は水源かん養保安林に指定されている。また、一部は、太平山県立自然公園、自然環境保全地域、植物群落保護林、仁別自然休養林等に指定されており、水源かん養機能の発揮とともに、自然環境の保全、風致景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されるため、主に水土保持林又は森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

イ 桧木内川、田沢湖畔地区（秋田署1,001～1,181、3,053～3,066林班）

当地区のうち、桧木内川流域はスギを主とした人工林が広く造成されている。上流域は全域が水源かん養保安林に指定されており、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

田沢湖畔は、田沢湖抱返り県立自然公園、田沢湖風景林が指定されており、田沢湖の湖面と周辺の山岳美とが相まった優れた景観を有することから、主に森林と人の共生林に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 玉川地区（秋田署3,001～3,052林班）

玉川地区は玉川流域に位置し、雄物川流域の最大の支流域として重要な水源地帯であることから、主に水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

玉川地区のうち、その源流部から田沢湖にかけては、十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園等、ブナを主体とした天然林が広がり、玉川温泉、乳頭温泉郷等の観光資源も豊富で入込者も多く、特に玉川源流部は、葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域に指定されていることから、自然環境の保全、風致景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されるため、主に森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

エ 荒川、淀川地区（秋田署2,001～2,128林班）

当地区は、荒川、淀川の上流域に位置し、スギを主体とした人工林が大半を占める。ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、主に水土保持に区分して管理経営を行うこととする。

オ 齊内川、川口川、丸子川地区（秋田署2,145～2,205林班）

当地区は、白岩岳、薬師岳、真昼岳等の奥羽山地の比較的急峻な峰を連ねた地区であり、一帯は、水源かん養、土砂流出防備等の保安林となっている。また、大半が真木真昼県立自然公園となっており、優れた景観を有し、自然環境の保全と山地災害の防止等の機能の発揮が期待されるため、主に水土保持林と森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

カ 西ノ又川地区（秋田署2,129～2,144林班）

当地区は出羽丘陵に属し、総体的にはコナラを主体とした広葉樹林で、峰筋にはアカマツが点在し、沢沿いにはスギ人工林が生育している。西ノ又川の上流には南外ダムがあり、水源かん養機能の発揮が期待されており主に水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

キ 雄物川上流部地区（湯沢支署1～98、1,001～1,066林班）

当地区は、高松川、役内川、成瀬川、皆瀬川の上流域に位置し、雄物川流域全体の最上流部にあたり、重要な水源地帯として水源かん養保安林に指定されている森林等が多い。また、ブナを主体とした原始的な自然環境が保持されており、特に、栗駒山周辺は、栗駒国定公園、栗駒山・枳ヶ森山周辺森林生態系保護地域、栗駒自然休養林等に指定されていることから、主に水土保持林又は森林と人との共生林に区分して管

理経営を行うこととする。

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、引き続き、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

流域森林・林業活性化協議会、林業関係機関・団体等との会合等において、秋田スギの産地化・高付加価値化、乾燥材供給の推進、森林の保全、路網の整備等をはじめとする森林整備の課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努める。

② 国有林の情報、技術、フィールドの提供等

管理経営情報や技術情報を積極的に提供するとともに、高性能林業機械等の利用と低コスト路網の整備、列状間伐による効率的・効果的な施業に取り組むとともに、これらの研修に必要なフィールドの提供や施業技術検討会の実施により流域の林業技術の向上に努めることとする。

③ 民有林・国有林一体となった取組

地域材の銘柄化や効率的な森林整備等に向け、共同施業団地の設定等により、木材の安定供給や間伐、路網の整備など、民・国が一体となった取組の推進に努めることとする。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り、合理的な路網整備に努めることとする。

④ 林業事業体の育成

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資することとする。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図ることとする。

⑤ 下流域との連携

「ふれあいの森」における植樹ボランティアや「遊々の森」における林業体験などの森林環境教育の場として国有林のフィールドを提供し、活動を支援することとする。

また、一般住民に対しては、林業関係者等との連携による森林・林業のPR行事の開催等を通じて、森林・林業や国有林についての理解の醸成、森林や木とふれあう機会の提供に努めることとする。

森林浴、自然観察や森林教室の開催等、森林とのふれあいの場の提供等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、林業の役割等の情報をわかりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、下流域関係者自らが行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施は、民間委託により進めており、今後も計画的な事業の発注に努めることとする。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努めることとする。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	1 6 8, 4 0 0	6 8 1, 6 0 0 (10, 773)	8 5 0, 0 0 0 (10, 773)

注) () は、間伐面積 (単位：ha) である。

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	2 3 6	2 5 9	4 9 5

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切り・除伐	計
計	1, 7 0 1	1, 0 6 1	2, 7 6 2

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	16	20,700	5	7,657

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施することとする。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努めることとする。

さらに、自然エネルギーを利用した発電用地として国有林野の活用の推進にも努めることとする。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、原始的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について厳格な保全・管理を行う保護林において、引き続き、適切な保全・管理を行うこととする。

また、それ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に寄与することとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進することとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであるから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努めることとする。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努めることとする。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずるおそれがあることから、随時、経常業務の遂行と並行して保全巡視に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。なお、松くい虫被害については、森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林、被害拡大防止森林の区域指定及び防除計画等に基づき、伐倒駆除等により被害のまん延防止に努めるほか、近年、拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、県、市町村との連絡を密にし、民有林と一体となった効果的な対策を行うよう努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区は、亜高山帯と山地帯が形成され、多様な湿原も散在する「葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域」、東北日本海型の代表的な森林群落である冷温帯性落葉広葉樹林の原生的な天然林が賦存する「栗駒山・枳ヶ森山周辺森林生態系保護地域」等を含め24箇所の保護林を設定しており、原生的な自然環境や貴重な野生動植物が生息・生育するなど貴重な森林生態系を有する森林が多く、環境保全や生物多様性の確保の観点からも、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、学術研究フィールドとして提供することとする。

また、入林者の影響等による植生荒廃の防止やその回復を図るため、地域の関係者等と調整を図りながら必要な措置を講ずるものとする。

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	9,231
森林生物遺伝資源保存林	1	129
林木遺伝資源保存林	3	34
植物群落保護林	16	13,860
特定動物生息地保護林	1	7
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	1	85
総 数	24	23,347

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 緑の回廊

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに八甲田山周辺から蔵王周辺まで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約100kmを設定している。

「八幡平太平洋山緑の回廊」は、奥羽山脈の八幡平焼山から南西方向に続き大覚野峠を經由し太平洋に至るまで約2kmの幅で延長約60kmにわたって設定しており、全てが当計画区内にある。

「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」は、関東森林管理局と連携し、山形県を一巡する形で奥羽山脈緑の回廊の神室山から鳥海山、月山、朝日山地、飯豊山、吾妻山を經由し、蔵王山に至るまで約2kmの幅で延長約260kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約15kmを設定している。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、今後とも針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努めることとする。

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
奥羽山脈	100	19,382
八幡平太平洋山	60	6,025
鳥海朝日・飯豊吾妻	15	697
総 数	175	26,104

注) 数値は、当計画区に係るもののみである。

(4) その他必要な事項

① 水辺の整備

水質の保全や野生動植物の生息・生育環境の整備に資する観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

② 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、クマタカ等の希少な野生生物については、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努めることとする。

③ カモシカ等との共生及び被害対策

カモシカ等との共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、日常の森林保全巡視及び県・市町村等からの情報を得ながら森林に対する獣害の監視に努めることとする。

④ その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本計画区においては、利用可能なスギ等の人工林の資源が充実しつつある状況を踏まえ、主伐・間伐を通じて生産される木材の安定的・持続的な供給に努めることとする。特に、これまで利用が低位であった曲がり等を含む間伐材については、合板や集成材、チップ材料等の原料として利用が拡大していることから、その需要者等への安定的な供給に努めることとする。

さらに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい材の計画的な供給に努めることとし、特に天然秋田スギや高齢級人工林スギ、樺細工等の地域固有の伝統工芸に用いる樹皮等については、持続的な供給に努める。

森林整備により搬出される間伐材等の販売については、高付加価値を期待できる高品質材等の供給とあわせ、素材（丸太）販売により実施する。また、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）生産を行うものとする。

また、曲がり等を含む間伐材の販売については、需要先へ直送する販売協定により新規需要開拓と安定的な供給を図ることとし、林業・木材産業の活性化を図り、併せて収入の確保にも資することとする。

(2) その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等

施設の新改築する場合は木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組むこととする。

また、地方公共団体等の関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の推進に寄与することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して農林業の構造改善のための活用、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう推進することとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ① 国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、取り組む。
- ② 関係する県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資する。
- ③ 不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、広く情報を公開し、情報の提供と需要探索に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」として、下表のとおり3箇所を設定していることから、引き続き、これらの森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努めることとする。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努めることとする。

ふれあいの森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
小山こ自然の森 (仙北市)	秋田森林管理署 (1159わ1)	1
	(1170い)	1
すずこやの森 (東成瀬村)	秋田森林管理署湯沢支署 (1007れ2)	1
	(1007つ1)	4
	(1007つ2)	7
連合の森 (東成瀬村)	秋田森林管理署湯沢支署 (1007れ1)	3

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として積極的に推進することとする。

特に、企業や団体などに対して業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業を積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の設定・活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進することとする。

その際、森林管理署に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

② 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

③ 地域住民や関係各機関と連携した取組

地元自治体、警察署、NPO団体等と連携を図り、高山植物盗採防止取締、遭難防止のための啓発看板設置やチラシ配布、クリーンアップ活動、廃棄物の不法投棄の未然防止のため、パトロールを推進することとし、自然休養林等を訪れる地域住民の方々の利便性向上と観光資源としての魅力を向上させることとする。

④ 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署が地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進することとする。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行うこととする。

⑤ 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を高性能林業機械の研修用、大学や試験研究機関等の学術研究用のフィールドとして提供するとともに、施業指標林等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努めることとする。

具体的には、森林バイオマスの収穫の程度・頻度を設定し、地力・生物相への影響を把握して持続的な森林バイオマス収穫の指針を作成するためのフィールドを森林総合研究所東北支所に提供することとする。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与す

るよう努めることとする。

具体的には市町村など地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努めるほか、森林ガイド事業を実施することとする。

近年、地球温暖化による環境問題が大きく取り上げられるとともに、新たなエネルギー源として環境負荷の少ない自然エネルギーが脚光を浴びている。湯沢市高松地区では自然エネルギーの一つである地熱を利用した発電を供給しており、近くにはまだ地熱発電の有望地があることから、地域住民からの注目も高く国有林野の活用推進に期待が寄せられている。

(3) その他必要な事項

特になし。